



一般社団法人 福島労働基準協会の概要

1. 目的

地域企業に働く労働者の福祉の増進、労働生産性の向上並びに企業の健全な発展に寄与することを目的として、労務管理の改善、労働災害の防止、職業性疾病の予防、労災保険業務の適正化等を推進することにより、労働基準行政の運営に協力することにあります。

2. 会 員

福島労働基準監督署管内（福島市・二本松市・伊達市・伊達郡・相馬郡）で労働者を使用して事業を営んでいる法人又は個人（従業員数、業種間を問わず）とします。

3. 事業内容

- (1) 労務・賃金・安全衛生・労災保険等についての説明会や研修会を開催します。
- (2) 福島労働局長の登録教習機関として次の講習を実施します。受講修了者には法的資格が与えられます。
 - ①玉掛け技能講習 ②ガス溶接技能講習
 - ③小型移動式クレーン運転技能講習 ④安全衛生推進者養成講習
- (3) 法令により事業者に義務づけられている次の業務等に係る安全衛生教育等を事業者に代わり実施します。
受講者には修了証を交付します。

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| ①安全管理者選任時研修 | ⑬特定線量下業務従事者特別教育 |
| ②自由研削と石取替業務等特別教育 | ⑭足場組立て等特別教育 |
| ③アーク溶接作業特別教育 | ⑮石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| ④高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育 | ⑯フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 |
| ⑤低圧電気取扱業務特別教育 | ⑰製造業職長教育 |
| ⑥クレーン運転業務特別教育 | ⑱建設業職長・安全衛生責任者教育 |
| ⑦ダイオキシン類作業従事者特別教育 | ⑲KYTリーダー研修 |
| ⑧刈払機取扱作業安全衛生教育 | ⑳新入社員安全衛生教育 |
| ⑨粉じん作業特別教育 | ㉑リスクアセスメント研修 |
| ⑩有機溶剤業務従事者安全衛生教育 | ㉒局所排気装置等定期自主検査者養成講習 |
| ⑪酸素欠乏危険作業特別教育 | ㉓建設業職長等に対する能力向上教育に準じた教育（再教育） |
| ⑫除染等業務特別教育 | |

※その他、ご要望により特別教育を実施致します。

- (4) 安全管理者、衛生管理者、各作業主任者等に対し、再教育を実施します。
また、VDT作業等新たに必要となる業務についても教育を行います。
- (5) 職場への巡回健康診断（定期健診、雇入時検診、特殊健診等）を健診機関に委託して実施します。
- (6) 職場の安全衛生管理向上のため、安全衛生大会の開催、優良事業場及び優良従業員の表彰、県内外の優良事業場の視察等を実施します。
- (7) 会員事業場の希望により、労務管理、安全衛生管理等について個別指導を行います。
- (8) 安全衛生教育用DVD、作業環境測定の照度計、騒音測定器、熱中症指標計等を無料で貸出します。
- (9) 安全衛生ポスター、安全衛生用品や参考図書の斡旋、労働基準監督署に提出する届出書類、報告用紙等の無料頒布を行い、必要な相談を受付けます。
- (10) 協会報を年4回発行し、法令の解説や行政機関からのお知らせ等を周知します。
- (11) 毎月発行される「福島労働基準」（年間購読料 1,500円）を無料配布いたします。

4. 入会するには

- (1) 事業主であれば随時入会できます。
- (2) 入会金は無料です。会費は従業員数（パート・派遣労働者を含む）によって下表のとおりとなっております。
会費は年2回に分け、上期は6月末日まで、下期は11月末日まで納入していただきます。

（単位：円）

規 模 別	年 額	半 期
10人以下	14,000	7,000
11人～ 30人	17,000	8,500
31人～ 50人	20,000	10,000
51人～ 70人	25,000	12,500
71人～100人	30,000	15,000
101人～150人	40,000	20,000
151人～200人	53,000	26,500
201人～300人	73,000	36,500
301人～500人	112,000	56,000
501人～700人	164,000	82,000
701人～	214,000	107,000

- (3) 問合せ・申込先は

一般社団法人 福島労働基準協会

〒960-8041

福島市大町4番4号（東邦スクエアビル2F）

TEL 024-522-4834 FAX 024-521-5377